

あきる野市介護人材資格取得支援事業補助金

～初任者研修・実務者研修・介護福祉士の資格取得費用の一部を補助します～

あきる野市では、第9期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市内の介護人材を確保するため、介護に係る資格取得に要する経費の一部について補助します。

1 補助対象者及び補助条件

次の(1)から(3)までの全てに該当する方とします。

(1) 申請年度の前年度の4月1日以降に次のいずれかの研修を修了等した方

ア 「初任者研修」又は「実務者研修」を修了した方

イ 「介護福祉士」の試験に合格し、介護福祉士の登録を受けた方

(2) 市内の介護保険サービス事業所等に介護職員として3か月以上継続して就業し、かつ、補助金の申請時においても同一の事業所に就業している方

※当該年度の1月1日から3月31日までの間に雇用された者については、誓約することをもって、当該年度の間に3か月以上就業している者とみなします。

※介護保険サービス事業所等には、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援を含みません。

(3) 申請する資格において、あきる野市、他の地方公共団体等から同種の補助金等（雇用保険法に基づく教育訓練給付金等を含む。）による補助を受けていない方、かつ、今後も助成を受ける予定のない方

※予算額に達した場合は、その時点で終了となります。

2 補助対象経費及び補助金額

補助対象者	補助対象経費	補助金額 (限度額)
「初任者研修」を修了した者	受講料及び教材費	5万円
「実務者研修」を修了した者		7万5千円
「介護福祉士」の試験に合格し、 介護福祉士の登録を受けた者	受験対策講座に係る受講料（テキスト購入費、模擬試験の受験料等）、受験に係る手数料、介護福祉士の登録手数料	3万円

【注意事項】

- ・介護保険サービス事業所等が支払った費用（立替含む）は、補助対象になりません。
- ・介護福祉士登録免許税（収入印紙）は、補助対象になりません。
- ・入学金、交通費及び支払いに係る手数料は、補助対象になりません。
- ・申請年度の前々年度の4月1日から交付申請日までの間で支払いが証明できる額が補助対象になります。

3 申請方法・提出書類

1の条件を満たす方は、次の書類を高齢者支援課介護保険係へ直接提出してください。
申請書類等は、市のホームページ又は窓口で配布しています。

<提出書類>

【共通の申請書類】

- あきる野市介護人材資格取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- あきる野市介護人材資格取得支援事業補助金交付請求書（第3号様式）
- 就業証明書（発行された日から起算して30日以内のものに限る。）（参考様式あり）
- 他の地方公共団体等から同種の補助を受けない旨の誓約書（参考様式あり）
- 3月以上継続して就業する旨の誓約書（参考様式あり）
 - ※当該年度の1月1日から3月31日までの間に雇用された場合のみ
- 学校や養成施設就業先の介護保険サービス事業所等の運営法人から補助等を受ける（予定含む。）場合にあっては、当該補助等を受ける（予定含む。）ことが確認できる書類
- 振込先口座の通帳又はカードの写し
- その他市長が必要と認める書類

【初任者研修及び実務者研修】

- 介護員養成研修事業者等が発行する受講料及び教材費の領収書の写し
- 介護員養成研修事業者等が発行する修了証明書の写し

【介護福祉士】

- 介護福祉士の資格の取得に要する費用の領収書の写し
- 介護福祉士試験の合格証の写し
- 介護福祉士登録証の写し

事業の詳細、申請等は下記までお問合せください。

<問い合わせ・申請先>

健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係
〒197-0821 あきる野市二宮350番地
TEL 042-558-1969（直通）
FAX 042-558-1172
E メール 050301@akiruno-info.tokyo.jp